

## RRDRP 規則

これらの規則はすべての RRDRP 手続きに対して有効です。

レジストリ制限紛争処理手続きに基づく紛争解決のための紛争処理手続きは、本規則およびその手続きを管理するプロバイダの補則に準拠するものとし、そのウェブサイトに掲載されています。。プロバイダの補則が規則と矛盾する限りにおいては、規則が優先します。

### 1. 定義

規則で使われる用語の定義を以下に示します。

**営業日:** プロバイダが補則で定義する営業日を意味します。

**暦日:** 期限や期日を確定するために数えられる、週末および祝日を含むすべての日を意味します。プロバイダ補則ではこの用語がさらに詳細に定義されます。

**申立人:** ドメイン名登録に関する RRDRP 申し立てを起こす当事者を意味します。

**専門家による裁定:** RRDRP 手続きの書面による結果を意味します。  
**不服申し立て裁定**は RRDRP 不服申し立て裁定の書面による結果です。

**専門家パネル:** 専門家による裁定を下すプロバイダが指名する 1 人または 3 人の個人を意味します。

**ICANN:** Internet Corporation for Assigned Names and Numbers の略です。

**新 gTLD:** 2013 年 1 月 1 日以降にルートに導入された総称的なトップレベルドメイン。

**RRDRP または手続き**は、レジストリ制限紛争処理手続き（現在 <hyperlink> に記載）を指し、これらの規則およびプロバイダの補則によって強化および説明されています。

**プロバイダ:** RRDRP の事例を扱うために ICANN 承認した紛争処理サービスプロバイダを意味します。プロバイダの一覧は <TBD > で確認できます。

**レジストリオペレータ:** 紛争中のトップレベル ドメインの操作に責任を持つ事業者を意味します。

**レジストラ:** レジストリオペレータがドメイン名登録を登録者に販売する際に使用する事業者を意味します。

**レジストラント:** ドメイン名の保有者を意味します。

**相手方:** RRDRP 申し立てが発生したレジストリオペレータを意味します。

**補則:** 規則を補完するために、PRDRP 紛争処理手続きを行うプロバイダが採用した規則を意味します。補則は、RRDRP テキストまたは規則と矛盾しないものとします。また、この補則では、料金、語数やページ数の制限とそのガイドライン、ファイルサイズとフォーマット形式、プロバイダや専門家パネルとの連絡手段、および表紙の様式などを定めるものとします。

プロバイダの補則は、例外的な状況においては、RRDRP またはこれらの規則の下で求められる期間を合理的に延長するためのプロセスを提供することがあります。

## 2. 連絡

(a) 申し立て (付属書類を含む) を電子的に相手方へ送信するときは、相手方に送達するのはプロバイダの責任となります。実際に申立書を通知する場合、または通知に以下の手段を講じる場合に、この責任を果たしたことになります。

(i) レジストリ契約に記載されているすべての電子メールアドレス、郵送先アドレス、およびファックス アドレス、および申し立てによって提供される相手方の電子メールアドレスに申し立ての通知を送付。

(ii) 上記 (i) に記載のメールアドレスにメールにて、あるいは

ユーザーが上記 (i) に記載のすべてのメールアドレスにメールされるアカウント作成する必要があるオンラインプラットフォームへのリンクにより、電子フォームで、付属書類を含め、申立人に提供。

(b) 規則 2(a) を除き、規則に基づく、申立人または相手方へのすべての書面連絡は、インターネットを利用して電子的に (送信記録が利用可能) 行うものとします。

(c) プロバイダまたは専門家パネルへのすべての連絡は、プロバイダの補則で規定する手段および方法 (該当する場合、コピー部数を含む) で行うものとします。

(d) 連絡は RRDRP セクション 3 に指定されているように、英語で行われます。

(e) 両当事者は、プロバイダに通知することで連絡先の詳細を更新できます。

(f) 規則に別段の定めまたは専門家パネルによる別段の決定がある場合を除き、規則に規定されているすべての連絡は、以下の日に実行済みであるものとします。

(i) インターネット利用の場合は、メッセージの発信日 (ただし、発信日が検証可能または適切であること)。

(ii) ファックス送信の場合は、発信記録に記載されている日付。

(iii) 郵便または宅配便の場合は、受取証に記載されている日付。

(g) 規則に基づき算出される、連絡発生時から開始となるすべての期間は、規則に別段の定めがある場合を除き、規則 2(f) に従って連絡されたと見なされる最も早い日付から起算されるものとします。

(h) 規則 2(a) に定義される申し立ての通知の後の通信については以下のように行われます。

(i) 専門家パネルがプロバイダを通じていずれかの当事者へ連絡する場合、プロバイダが通信のコピーをもう一方の当事者に送付します。

(ii) プロバイダからいずれかの当事者へ連絡する場合、連絡のコピーをもう一方の当事者に送付します。

(iii) 場合によっては、いずれかの当事者は、連絡のコピーをもう一方の当事者、プロバイダに送付し、プロバイダが専門家パネルに送付します。

(i) 送付側の責任として、送付の事実および状況の記録を保持するものとし、この記録は、関係する当事者による調査および報告目的で利用されます。これには、規則 2(a)(i) に基づき、相手方への申し立ての通知を郵便とファックスのいずれか、または両方の手段で送付したプロバイダが含まれます。

(j) 万一、連絡を送付した当事者が不達通知を受け取った場合、その当事者は、その状況を直ちにプロバイダに知らせるものとし、連絡および応答に関する、それ以降の手続は、プロバイダの指示に従うものとし、

### 3. 申し立て

(a) PRDRP セクション 5 で定義されているように、当事者である個人や事業者は、PRDRP、本規則およびプロバイダの補則に従って、ICANN によって承認されたプロバイダに申し立てを提出することによって紛争処理手続きを開始することができます。

(b) 申し立ては、プロバイダが入手可能な様式を使用して作成し、添付書類を含め、電子的に(電子メールかオンラインポータルのいずれかで)提出しなければならず、また、次の事項を行う必要があります。

(i) 申し立てをその決定のために提出するには PRDRP、これらの規則およびプロバイダの補則に従う必要があります。

(ii) 申立人および紛争処理手続を行う権限がある代理人の氏名、担当者、住所、電子メールアドレス、電話番号、およびファックス番号を記入します。

(iii) 相手方/レジストリオペレータの名前、およびレジストリ契約からの他のすべての関連する連絡先情報、ならびに申立人または連絡先の代表者への連絡方法に関して申立人に

知られているすべての情報を提供します。またプロバイダが規則 2 (a) に記載されている申し立てについて相手方に通知することができるように十分詳細な事前申立書処理に基づく連絡先情報が含まれている必要があります。

(iv) 申立人が知る限りにおいて、紛争中のドメイン名登録の現在の所有者の名称および住所を提供します。

(v) 申立人が既成の機関であることを記載します。

(vi) 申立人に gTLD が以下を支援する制約付き対象者で構成される定義済みコミュニティとの継続的な関係があると記載します。

(vii) レジストリ制約問題レポートを作成したとの証拠および非順守が継続中であることの証拠を提示および提供します (RRDRP FN 1、およびセクション 5.3 と 7.2.5)。

(viii) RRDRP セクション 7.2.3.1 と 7.2.3.2 に明記されている紛争の性質を特定します。

(ix) 1 人の委員または 3 人の委員からなるパネルが申立人から要請されているかどうかを確認します。

(x) 申し立ての対象となっているドメイン名に関連する、これまでに開始または終了した他の法的手続きを特定します。

(xi) 申立人が同じまたは同類の事実または状況に関連して PDDRP (Trademark Post-Delegation Dispute Resolution Procedure ; 商標権侵害後紛争処理手続き) の申し立てを行っていないことを記載します。

(xii) 申立人が、行政手続の裁定に不服がある場合に、レジストリが主な事業所在地を有する管轄裁判所に提出することを記載します。

(xiii) 次の記述によって申立人またはその承認された代表者の合意を締結します。

申立人は、紛争手続きに関するその請求および救済方法、あるいは紛争処理が相手方に不利ではないことに同意し、下記に不利となる請求ならびに救済方法のすべてを放棄します。(a) プロバイダおよび専門家パネル、但し、故意の不法行為の場合は除く、(b) ICANN (Internet Corporation for Assigned Names and Numbers) および同役員、執行役員、従業員および代理人。

申立人は、この申し立てに記載されている情報が申立人の知る限り完全で正確であること、この申し立てが嫌がらせのような、いかなる不正な目的でも提示されていないこと、この申し立てで主張していることは規則および適用される法律に基づき正当であること、およびこの申し立ては誠実で合理的な主張により存在または展開され得るものであることを保証します。

(c) 申し立てには、プロバイダの補則で規定されている提出料金が伴います。

(d) 申し立てには、その文書の説明や索引とともに、補足文書を添付するものとします。

(e) RRDRP 申し立ては新 gTLD を運用しているレジストリに対してのみ提出することができます。

(f) 別の PRDRP が有効であるレジストリオペレータに対して PRDRP 申し立てが提起された場合、両方の紛争の当事者は統合することに同意する可能性があります。統合に関するプロバイダの補則を参照してください。

## 4. 答弁書

(a) 答弁書は次の条件を満たすものとします。

(i) 相手方および紛争処理手続きを行う権限がある代理人の氏名、住所、電子メールアドレス、電話番号、およびファックス番号を記入します。

(ii) 特に、申し立ての根拠となるそれぞれの理由に回答し、申立人の主張に反する弁明を含めます

(iii) 相手方は、申し立てが肯定的かつ具体的な訴えによる法的根拠がないという認定を求めることができます。

(iv) 申立人が1人のメンバーの専門家パネルを要求した場合、相手方は答弁書の中で3人のメンバーの専門家パネルを要求することができます。

(v) 申し立ての対象となっているドメイン名に関連する、これまでに開始または終了した他の法的手続きを特定します。

(vi) 以下に示す、相手方または権限のある代理人の署名(電子様式を問わず)付きの報告で、結論付けます。

「相手方は、紛争に関する要求と救済策または紛争の解決は申立人に対してのみ行われるものであり、そのような要求と救済事項は以下に対して放棄することに同意します。(a) 意図的な不正行為の場合を除く、プロバイダおよび専門家パネル、(b) および ICANN (the Internet Corporation for Assigned Names and Numbers)、役職者、従業員、およびエージェントに対する、一切の要求と救済策を放棄することに同意します。

相手方は、この答弁書に記載されている情報が相手方の知る限り完全で正確であること、この答弁書が嫌がらせのような、いかなる不正な目的でも提示されていないこと、この答弁書で主張していることは規則および適用される法律に基づき正当であること、およびこの答弁書は誠実で合理的な主張により存在または展開され得るものであることを保証します」

(vii) 文書または相手方の依拠するその他証拠を付属書類として添付します。

(b) 相手方による救済のための積極的主張は、「法的根拠がない」の提出の申し立てを除いて認められません。

(c) 答弁書には、プロバイダの補則で規定されている提出料金が伴います。

(d) 不履行の場合、RRDRP セクション 11 が適用されます。プロバイダは、その補則において不履行の認定を留保する限定的権利に関する規則および手続きを定めるものとします。

## 5. 返答

RRDRP セクション 10 は、答弁書があった場合に申立人が返答を提出することを許可します。プロバイダの補則は、ページ制限や送信方法など、返信の詳細を管理します。

## 6. 専門家パネル

(a) 各プロバイダは、一般に入手可能な専門家パネルとその資格についての一覧を、維持および公開するものとします。

(b) 専門家パネリストは公平かつ中立であるものとし、指名を受ける前に、専門家パネリストの公平性または中立性に疑念を生じさせる事情があれば、プロバイダに公表するものとします。行政手続中のいずれかの段階において、

専門家パネリストの公平性または中立性に疑念を生じさせる新たな事情が発生した場合、専門家パネリストは、この事情を直ちにプロバイダに開示するものとします。このような場合、プロバイダは、代替りの専門家パネリストを指名する裁量を有するものとします。

## 7. 当事者と専門家パネルとの連絡

当事者またはその代理人は、専門家パネルに一方向的に連絡を取ることはできません。いずれかの当事者が専門家パネルまたはプロバイダと連絡を取る場合は必ず、プロバイダの補則に規定されている方法でプロバイダへ連絡するものとします。

## 8. 専門家パネルの権限

(a) 専門家パネルは、RRDRP および手続規則に従って、適切と思われる方法で紛争処理手続きを実行するものとします。

(b) いずれの場合も、専門家パネルは、当事者を実現可能な範囲で同等に扱われることを保証するものとします。

(c) 専門家パネルは、証拠の許容性、関連性、具体性、および重要性を決定するものとします。

## 9. 対面聴聞

RRDRP に基づく紛争は通常、聴聞なしで解決されます。専門家パネルが、自らの発意により聴聞を行うことを認める決定をした場合は、当該聴聞の手続きについては、プロバイダの補則が適用されます。

## 10. 開示/追加証拠

通常開示は許可されません。例外的な場合には、専門家パネルは当事者に追加証拠の提出を要求することがあります。プロバイダの補則は、それが許可される場合は、開示手続きについて、また専門家パネルから要求される場合は追加証拠の提出について規定します。

## 11. 専門家パネルの裁定

- (a) 専門家パネルは RRDRP 手続き、これらの規則および適当と思われる規則ならびに法理にしたがって、申し立てについて裁定（最終裁定または不服申し立て）を下します。
- (b) 専門家パネルは文書により裁定を下し、その文書には、裁定の理由、裁定日、専門家パネルの氏名を記載するものとします。
- (c) 専門家パネルによる裁定は、プロバイダの補則に規定されている、字数制限のガイドラインに通常従うものとします。専門家パネルが当該の紛争が RRDRP の範囲内であると結論づけた場合は、そのように記載するものとします。

## 12. 救済策

- (a) 専門家パネルの前に RRDRP にしたがって申立人が利用可能な推奨される救済策は、専門家パネルが決定するものが、RRDRP のセクション 17 に従うものとします。
- (b) 申立人は、その申し立ての検討のために専門家パネルに救済策を提案することができます。申立人が優勢であっても、専門家パネルが申立人の提案を受け入れる義務はありません。

## 13. 裁定と公開

- (a) プロバイダは、以下の規則 16 (e) に従って、裁定および実施の日付を一般にアクセス可能な Web サイトに公開するものとします。RRDRP のセクション 18.2 を参照してください。
- (b) 裁定が変更されるのは誤植や誤記の訂正の場合のみで、当事者からの実質的な変更の要請には応じないものとします。

## 14. 和解またはその他の理由による終結

- (a) 専門家パネルの裁定前に両当事者が和解に合意した場合、専門家パネルは紛争処理手続きを終結するものとします。
- (b) 専門家パネルの裁定前に何らかの理由で紛争解決手続きが不要、または継続が不可能になった場合、

専門家パネルが定めた期間内にいずれかの当事者から正当な理由の異議がなければ、専門家パネルは、紛争解決手続きを終結するものとします。

## 15. 裁判所による手続きの効果

(a) 申し立ての対象であるドメイン名に関する紛争について、紛争処理手続きの前または期間中に何らかの法的手続きが開始された場合、専門家パネルは、その紛争処理手続きを一時停止、終結、あるいは続行するかどうかを自身の裁量により決定するものとします。

(b) 申し立ての対象であるドメイン名に関する紛争について、いずれかの当事者が紛争処理手続きの係属中に何らかの法的手続きを開始した場合、その当事者は、その旨を専門家パネルおよびプロバイダに直ちに通知するものとします。上記の規則 8 を参照してください。

## 16. 不服申し立て

(a) プロバイダには不服申し立てパネルの基本的な手続の全記録を提供する責務があります。

(b) 申し立てには、プロバイダが設定した追加費用を支払うことにより、裁定に対する重要な新しい許容できる証拠を導入するための制限付きの権利が許可されます。ただし、その証拠は明らかに申し立ての提出よりも以前に存在している必要があります。

(c) 被控訴人は追加料金が請求されないものとし、プロバイダの補則で特定される期間内に控訴人の追加の陳述に対する返信を提出する権利を保有します。

(d) 不服申し立ての救済策は以下に限定されます。

(i) 最終裁定の承認または無効。

(ii) 推奨されている救済策の承認、無効、修正。

(e) いずれの裁定をプロバイダのウェブサイトにも公式に掲載するか、削除されるかどうかを決定するのは、最終的な専門家パネルが有するものとします。

(f) 上述以外では、PRDRP 不服申し立てに対するプロバイダの補則が適用されるものとします。

## 17. 免責

故意の不法行為の場合を除き、手続規則に基づく紛争処理手続きに関係する、すべての作為または不作為について、プロバイダと専門家パネルの両者は当事者に対して一切の責任を負わないものとします。

## 18. 改訂

プロバイダへの申立書の提出時に有効だった規則のバージョンが、その結果開始される紛争処理手続きに適用されるものとします。規則は、ICANN の書面での承認なしに改訂することはできません。